

**令和 7 年度東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金
(専門人材育成・定着促進助成) 交付要綱**

6 福祉高介第 2 4 1 0 号
令和 7 年 3 月 2 8 日

第 1 目的

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金は、都内に所在する介護サービスを提供する民間の事業所等（以下「事業所」という。）がキャリアパスの導入等（以下「補助対象事業」という。）に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、介護人材の育成を図るとともに、人材の定着促進につなげることを目的とする。

第 2 対象事業所

都内に所在する別表 1 に定める事業所とする。ただし、国又は地方公共団体が設置する事業所（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）は除く。

第 3 補助対象事業者

第 2 に定める事業所を運営する事業者（以下「補助対象事業者」という。）で、別紙 1 又は別紙 2 に掲げる要件を満たす事業者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 2 3 年東京都条例第 5 4 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
- (3) 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）、老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）又はこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある法人

第 4 補助の種類

専門人材育成・定着促進助成

第 5 補助対象事業

この要綱による補助対象事業は、事業所が「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」を活用した介護職員のキャリアパスの導入後、魅力ある職場づくりを実施する事業とする。

第 6 補助対象期間

1 事業所当たりの補助対象期間は、1 年間とする。

第7 補助金の額

この補助金は、別表2-1又は別表2-2に定められた額を、都の予算の範囲内において交付するものとする。

第8 補助金の交付の申請

この補助金の交付を受けようとする次に掲げる者は、別に定める日までに補助金申請を東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

- (1) 別紙1に掲げる要件を満たす補助対象事業者 別記様式第1号から第1号—5まで
- (2) 別紙2に掲げる要件を満たす補助対象事業者 別記様式第1号、第1号—6から第1号—8まで

第9 交付の決定等

知事は、第8による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

また、適正な交付を行うため、必要があるときは、知事は申請事業者に対し資料の提出、申請書類等の修正を求めることができる。

第10 補助条件

この補助金の交付に当たっては、別記補助条件を付するものとする。

第11 事務委託

知事は、この補助金に係る事務の一部を当該事務等を適切に行える法人等に委託することができる。

第12 補助金の支払

知事は、第9による交付の決定後、速やかに補助金を支払うものとする。

第13 適用除外

東京都補助金交付規則（昭和37年東京都規則第141号）第2条の規定による適用除外についての知事の指定を受けるものとする。

（附則）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、補助対象事業者が、令和3年度東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金交付要綱（令和3年3月16日付2福保高介第1927号）、令和4年度東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金交付要綱（令和4年3月25日付3福保高介第2018号）又は令和4年度東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金（専門人材育成・定着促進助成）交付要綱（令和4年3月25日付3福保高介第2019号）又は令和5年度東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金（専門人材育成・定着促進助成）交付要綱（令和5年3月27日付4福保高介第2221号）又は令和6年度東京都介護職員キ

キャリアパス導入促進事業費補助金（専門人材育成・定着促進助成）交付要綱（令和6年3月28日付5福祉高介第1427号）に基づき補助金の交付を受けた場合においても、適用するものとする。

別表 1

サービス名
・訪問介護
・（介護予防）訪問入浴介護
・通所介護
・（介護予防）短期入所生活介護
・（介護予防）短期入所療養介護
・（介護予防）通所リハビリテーション
・（介護予防）特定施設入居者生活介護
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
・夜間対応型訪問介護
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
・看護小規模多機能型居宅介護
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
・（介護予防）認知症対応型通所介護
・地域密着型特定施設入居者生活介護
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
・地域密着型通所介護
・介護福祉施設サービス
・介護保健施設サービス
・介護医療院サービス

※介護保険法（平成9年法律第123号）第72条の2の規定による共生型サービスは除く。

別表 2－1

1 対象補助	2 補助基準	3 補助率
専門人材育成・定着促進助成	1 事業所当たりの補助金額は、令和 7 年度東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金交付要綱（令和 7 年 3 月 2 8 日付 6 福祉高介第 2 4 0 9 号）第 4 に定める補助対象事業（以下「東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助」という。）を受給した初年度から起算して、3 年目に補助対象となったレベル認定者数に応じて、 （1）又は（2）のとおりとする。 （1）2 人以下の場合 9 0 0 千円 （2）3 人以上の場合 1, 8 0 0 千円	1 0 / 1 0

別表 2－2

1 対象補助	2 補助基準	3 補助率
専門人材育成・定着促進助成	令和 6 年度東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金（専門人材育成・定着促進助成）交付要綱（令和 6 年 3 月 2 8 日付 5 福祉高介第 1 4 2 7 号）（以下「専門人材育成・定着促進助成交付要綱」という。）別表 2－1 2 補助基準にて適用した補助基準の額に応じて、（1）又は（2）のとおりとする。 （1）9 0 0 千円の場合 1, 1 0 0 千円 （2）1, 8 0 0 千円の場合 2, 2 0 0 千円	1 0 / 1 0

別紙 1（別表 2－1 が適用される者）

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業に係る補助対象事業者の要件

1 専門人材育成・定着促進助成

（1）要件

ア キャリアパス導入促進事業費補助を受給した初年度から 3 年間継続して受給していること。

ただし、初年度は令和 4 年度とする。

イ 上記アの初年度から起算して 2 年目と 3 年目の平均離職率が、キャリアパス導入促進事業費補助導入前 2 年間の平均離職率より低下していること。

ウ 上記アの初年度から起算して 2 年目と 3 年目の平均離職率が、30%以下となること。

（2）その他

ア 離職率の算定において、定年退職、重責解雇、役員昇格及び労働者の個人的な事情による労働時間の短縮による者は除く。

イ キャリアパス導入促進事業費補助導入前 2 年間の平均離職率が 0.0%となる場合は、離職率を 0.0%とすることを条件とする。

ウ 令和 2 年 4 月 1 日現在、介護サービス事業を開始していなかった場合、令和 2 年度における離職率を（1）イの比較対象とする。また、令和 3 年 4 月 1 日現在、介護サービスを開始していなかった場合、令和 4 年度における離職率を（1）イの比較対象とする。

別紙 2（別表 2－2 が適用される者）

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業に係る補助対象事業者の要件

1 専門人材育成・定着促進助成

（1）要件

- ア 専門人材育成・定着促進助成交付要綱に基づき補助金を受給していること。
- イ 令和 6 年度の離職率が、令和 5 年度の離職率の以下になること。

（2）その他

離職率の算定において、定年退職、重責解雇、役員昇格及び労働者の個人的な事情による労働時間の短縮による者は除く。

別記

補 助 条 件

1 承認事項

補助対象事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事故報告

補助対象事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

3 他の補助金との重複禁止

この要綱による補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

4 対象事業所に備える書類等

補助対象事業者は、補助事業に係る収入を明らかにした帳簿を備え、当該収入について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

5 消費税等に係る税額控除の申告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入税額控除が0円の場合を含む。）は、別記様式第3号により速やかに知事に報告しなければならない。

6 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

7 状況報告

補助対象事業者は、知事の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければならない。

8 遂行命令及び遂行の一時停止命令

- (1) 知事は、補助対象事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助対象事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

(2) 補助対象事業者が(1)の命令に違反したときは、知事は、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

9 是正のための措置

知事は、8の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助対象事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

10 決定の取消し

知事は、補助対象事業者が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令又は要綱に違反したとき。

11 補助金の返還

知事は、6又は10の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

12 違約加算金

(1) 補助対象事業者は、10の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(2) (1)により違約加算金を計算する際の1か年の日数は、閏年に係らず365日とする。

(3) (1)により違約加算金を納付しなければならない場合において、当該補助対象事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

13 延滞金

(1) 補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を

控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(2) 12の(2)及び(3)の規定は延滞金に準用する。

14 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助対象事業者に対し、補助金の返還を命じ、補助対象事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。